中小企業等スマートワーク促進補助金実施要領

第1 趣旨

県内中小企業者等におけるスマートワークを促進するため、県内中小企業者等が行うデジタル技術を活用した生産性の向上、イノベーション又は働き方改革に要する経費に対し、予算の範囲内で、中小企業等スマートワーク促進事業(以下「本事業」という。)を実施するものである。

第2 事業の実施

本事業の実施については、中小企業等スマートワーク促進補助金交付要綱(以下「要綱」という。) によるほか、この要領に定めるところによる。

第3 対象となる事業

(1) デジタル技術活用事業

業務の効率化等につながる営業・事務処理・生産 / 製造管理等へのデジタルツールの導入

(2) IoT・システム設備導入事業

業務の自動化や省力化、生産性向上、低コスト化、又は事業変革につながる生産設備やシステム 等にかかる設備投資

- (3) セキュリティアセスメント事業 情報セキュリティ対策のために必要な評価分析業務
- (4) セキュリティ設備導入事業

情報セキュリティ対策のために必要な設備投資

第4 補助対象経費及び補助率

本事業の補助対象経費、補助率、補助限度額は、要綱第4条のとおりとする。

第5 事業実施の条件

- (1)補助年度に国や県等から他の補助金又は委託金等の交付を受けていない事業であること。
- (2)過去に類似の事業において、国や県等から補助金又は委託金等の交付を受けていない事業であること。
- (3) スマートワーク推進ネットワークに加入していること。

第6 事業の補助期間

本事業の補助期間は単年度とする。

第7 事業の申請

- 1 事業の申請は、事業実施提案書(別紙様式1)に以下の書類(以下「事業実施提案書等」という。)を添付して行う。
 - (1)事業実施計画書(別紙様式2)
 - (2) 履歷事項全部証明書

- (3)決算報告書(貸借対照表、損益計算書)直近2期分
- (4) 積算金額の根拠書類(見積書、価格表等)
- (5) 申請者の業種及び主たる事業が分かる資料 (パンフレット等)
- (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 事業実施提案書等は、岐阜県商工労働部産業デジタル課に提出するものとする。
- 3 前項に規定する提出については、補助金申請システムを利用することができる。
- 4 事業の応募の時期は、別に定める。

第9 事業の評価、選定

- 1 事業実施提案書等の評価は、別に定める中小企業等スマートワーク促進補助金評価会議設置 要綱に規定する評価会議が行う。
- 2 知事は、評価会議の評価結果に基づき、予算の範囲内において事業を選考し、その結果を選 定結果通知書(別紙様式3)により通知する。
- 3 採択に条件が付されている場合は、その条件を満たす事業実施計画書(別紙様式2)を再度 提出し、承認を得ることとする。承認した場合、知事は計画承認通知書(別紙様式4)により 通知する。
- 4 知事は、前項の選定結果について公表するものとする。

第10 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請は、要綱第5条の規定により行う。
- 2 要綱第5条第2項の交付申請書に添付する書類は、事業実施計画書(別紙様式2)とし、採 択または承認された内容とする。

第11 補助金の変更交付申請

- 1 事業主体が、補助金交付決定通知書を受けた後に、事業計画を変更(軽微な変更を除く。)、 中止又は廃止する場合は、要綱第6条の規定により行う。
- 2 要綱第6条(2)に掲げる補助事業の内容の変更をする場合、変更した事業実施計画書(別 紙様式2)を添付するものとする。

第12 事業の着手

事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。

第13 その他

- 1 知事は、事業の実施に当たり、必要に応じて現地の調査等を実施する。
- 2 知事は、業務上必要と認める時は、事業主体に対して報告を求めることができる。
- 3 知事は、実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。
- 4 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(令和4年3月25日改正) この要領は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。